

質問		回答
1. モニタリングの実施について		
1	テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用できるということだが、具体的にはどのようなものか。	テレビ電話装置とは、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を言います。 スマートフォンやパソコンなどの機器を使い、ビデオ通話、zoom等を活用し、画面で利用者を確認するモニタリングを行うことを想定されます。
2	介護予防支援、ケアマネジメント従来型のモニタリングの頻度はどのようなものか。	サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する二期間に一回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができます。（運営基準） 例えば、3月目はテレビ電話装置等にてモニタリング実施、6月目は居宅訪問にてモニタリング実施となります。
3	介護予防支援、ケアマネジメント従来型のモニタリングについて、テレビ電話等を活用しないモニタリングの時は今まで通りの頻度でいいのか。	1月に1回の面接や電話等による利用者との連絡について変更ありません。（その場合もテレビ電話等を活用しても差し支えありません）
4	介護保険最新情報vol1225 問106 テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、訪問介護員が訪問している間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。	訪問介護の提供に支障が生じない範囲で、例えばICT機器のOn/Off等の協力などを行うことは差し支えないが、具体的な実施方法や連携方法等は、あらかじめ指定居宅介護支援事業所と訪問介護事業所とで調整すること。また、協力・連携の範囲について、利用者の要望や目的によっては、適切ではない場合等もあると考えられるため、その必要性等については、状況に応じて判断する必要がある。
5	介護保険最新情報vol1225 問107 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）を作成後、初回のモニタリングについてもテレビ電話装置等を活用して行うことは可能か。	要件を満たしていれば可能であるが、居宅サービス計画等の実施状況を適切に把握する観点から、初回のモニタリングは利用者の居宅を訪問して行い、その結果を踏まえた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能かどうかを検討することが望ましい。

6	<p>介護保険最新情報vol1225 問110</p> <p>利用者に特段の事情がある場合には1月に1回（介護予防支援の場合は3月に1回）のモニタリングを行わなくてもよいが、利用者が使用するテレビ電話装置等のトラブルによりモニタリングが実施できなかった場合は特段の事情に該当するか。</p>	<p>該当しない。この場合は、利用者の居宅への訪問によるモニタリングに切り替えること。</p>
7	<p>介護保険最新情報vol1225 問111</p> <p>文書により利用者の同意を得る必要があるが、重要事項説明書等にチェック欄を設けるなどの対応でも差し支えないか。</p>	<p>利用者やその家族に対し、テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、そのメリット・デメリットを含め十分に説明した上で、チェック欄にチェックを入れることにより同意を得ることは差し支えない。</p>
8	<p>テレビ電話装置などを用いたモニタリングの同意確認の適切な頻度はあるのか。</p>	<p>同意については、テレビ電話等の活用を開始する時で良いと思われませんが、利用者の状態像の変化などで見直しが必要な場合は、再検討をお願いします。（国からの通知により、今後変更する可能性があります）</p>
9	<p>ケアマネジメント簡易型について、テレビ電話等の活用はできないのか。</p>	<p>ケアマネジメント簡易型については、6月に1度の自宅へのモニタリングとなっていることから、テレビ電話等については、その他のモニタリング月での活用はできます。</p>
10	<p>ケアマネジメント簡易型のモニタリングについて、2月に電話で行った。これまでであれば、2月に1度だったため、次のモニタリングは4月だったが、モニタリングの頻度が3か月に1度に変更されるが、4月に行わなければならないのか。</p>	<p>4月から3か月に1度のモニタリングで構いません。評価月のモニタリングは行うよう調整をお願いします。</p>

2. 居宅介護支援事業所が指定を受けて☒護予防支援を行う場合の留意点☒

1	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者は、あんしんすこやかセンターからの一部委託は全く受けられないのか。	一部委託を受けることもできます。
2	担当していた利用者が、サービス内容によって「介護予防ケアマネジメント（従来型、簡易型）」になる場合は、どうなるのか。	あんしんすこやかセンターから一部委託を受ける必要がありますので、連携をお願いします。その際あんしんすこやかセンターは、利用者との契約や旨の届出を行う必要があります。
3	予定外に、当該月サービス利用により類型が変更になった場合はどうなるのか。 (例) 通所リハビリテーションと生活支援訪問サービスを利用していた「介護予防支援」の利用者。当該月体調不良により通所リハビリテーションに通所できず、生活支援訪問サービスのみの利用となった。 ※「介護予防支援」 ⇒ 「ケアマネジメント簡易型」	あんしんすこやかセンターから一部委託を受ける必要がありますので、連携をお願いします。その際あんしんすこやかセンターは、利用者との契約や旨の届出を行う必要があります。
4	3の場合、ケアプランの再作成は必要か	一時的なサービスの変更の場合は、軽微な変更としてケアプランの再作成は不要です。あんしんすこやかセンターには、ケアプランの写の提供をお願いします。（緊急や一時的な場合ではなく、体調の変化などによりサービスの見直しが必要な場合は、通常通り一連のケアマネジメントを行って下さい。）
	介護予防支援の利用者が一時的に従来型となった時、あんしんすこやかセンターが契約し居宅介護支援事業者の一部委託となるが、居宅介護支援事業者からセンター利用者基本情報やケアプラン、アセスメントシート、評価表、支援経過記録の提出が必要か。	やむなく緊急一時的な委託になる場合のみ、ケアプラン及び利用票等の給付管理に関わる帳票のみ写しを受け取って下さい（国からの通知により、今後変更する可能性があります）

3. 委託先の居宅介護支援事業所の変更について

1	<p>委託先の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が転職し、別の居宅介護支援事業所にて就労する。</p> <p>引き続き同利用者を担当するので、ケアマネジメントに関する書類をそのまま介護支援専門員が保管をしてもよいか。</p>	<p>あんしんすこやかセンターは、居宅介護支援事業所と委託契約をしているため、引き続き同じ介護支援専門員が担当する場合でも、必要な書類は一旦あんしんすこやかセンターに返還する必要があります。改めて、次の居宅介護支援事業所と委託契約を締結し、書類を渡して下さい。</p> <p>なお、一部委託の居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて、引き続きご担当する場合に限り、利用者の同意を得て、写しを保管してもよい取り扱いとします。</p>
---	--	--

4. 簡易型のサービス担当者会議について

1	<p>簡易型の利用者の担当者会議は初回以降は必要時となっている。ケアプラン更新時に主治医やサービス事業所に意見をもらう必要はあるか？</p>	<p>関係機関からの情報収集や共有については、必要に応じて行って下さい。</p>
---	--	--